

SSBJの審議動向

(第39回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年9月19日、第39回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、さまざまな利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年9月19日に開催された第39回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下のとおりです。

審議された論点

1. [ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」および「産業別ガイダンス」の取扱い*](#)
2. [IFRS S1号¹B4項およびB5項に相当する定め](#)の取扱い*
3. ISSBTM基準²と差異になり得ると指摘があったもの*

*：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、上記1および2（下線項目）について解説します。

（参考）上記3では、ISSB基準と差異になり得るとのコメントが寄せられた項目のうち、上記2以外の項目への対応について審議が行われました（審議資料は非公開）。SSBJ事務局より公表されている「[IFRS®サステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧](#)」以外の項目については、ISSB基準で定められた内容と差異を設けることを意図していないことから、コメントが寄せられた項目については個別に内容を検討したうえで、必要な修正を行う方向性で検討されています。

1 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下同様）

2 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRSサステナビリティ開示基準」（以下同様）

1. ガイドンスの情報源における「SASBスタンダード」および「産業別ガイドンス」の取扱い

SSBJの審議（事務局の提案）		公開草案 からの変更	公開草案の 条文
サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別、ならびに、識別したリスクおよび機会に関する重要性がある情報の識別			
(1)	「SASBスタンダード」（2023年12月最終改正）を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とする。	無	適用基準案 ³ 45項、54項
(2)	IFRS財団により「SASBスタンダード」が改正された場合、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」（2023年12月最終改正）に代えて、改正後の「SASBスタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができるとする。	無	適用基準案 46項、55項
(3)	「ISSBが公表する『IFRSサステナビリティ開示基準』および付属するガイドンス」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に追加する。	有 (明確化)	-
気候関連のリスクおよび機会の識別、ならびに、開示する産業別の指標の決定			
(4)	「産業別ガイドンス」（2023年6月公表）を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とする。	無	気候基準案 ⁴ 17項、89項
(5)	「SASBスタンダード」（2023年12月最終改正）についても、「適用基準」の適用を通じて、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とする。	無	適用基準案 45項、54項
(6)	IFRS財団により「SASBスタンダード」が改正された場合、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」（2023年12月最終改正）に代えて、改正後の「SASBスタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができるとする。	無	適用基準案 46項、55項
(7)	「ISSBが公表する『IFRSサステナビリティ開示基準』および付属するガイドンス」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に追加する。	有 (明確化)	-
ガイドンスの情報源の適用可能性を考慮する際の文書化			
(8)	適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述については、基準内から削除し、補足文書または解決記事において当該記述を提供する。	有	適用基準案 BC79-BC81項 気候基準案 BC49-BC51項

- ① 「ISSBが公表する『IFRSサステナビリティ開示基準』および付属するガイドンス」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源へ追加することについて（上記（3）および（7））

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源には、「主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」を含めていました（適用基準案第47項(2)および第56項(2)）。

これに対し、利用者から、今後、ISSBが気候関連開示以外の基準を作成した場合に備え、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に「ISSBが公表するIFRSサステナビリティ開示基準」を明記することが考えられるとのコメントが寄せられました。

3 サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下同様）

4 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下同様）

(審議の方向性)

企業が最新のISSB基準を適用することを望む場合、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ことを明らかにすることは有用であると考えられるため、ISSB基準および付属するガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源として明記する方向性で検討されています。

② 適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述の削除（上記(8)）

(公開草案に寄せられた主なコメント)

公開草案では、どのような場合に「適用可能性を考慮しなければならない」という要求事項を満たしたことになるのかを明確化するため、ISSB基準では明示されていないものの、「考慮」の過程についての概要が理解できるものを報告期間ごとに文書化することに関して結論の背景に記述することが提案されていました（適用基準案BC79項からBC81項、気候基準案BC49項からBC51項）。

これに対し、主として作成者から、文書化を要求する内容がこの箇所のみであり記載のバランスを欠いていること、SSBJ基準⁵がISSB基準を超えて「SASBスタンダード」等を実質的に強制適用する意図があるとの誤解を与える可能性があることから、基準から削除すべきとのコメントが寄せられました。

(審議の方向性)

ガイダンスの情報源を考慮する際の文書化に関する記述をSSBJ基準の結論の背景に記載することによって意図しない結果が生じたり、基準全体のバランスを欠いたりすることが懸念されるというコメントを検討し、当該記述については、結論の背景から削除する方向性で検討されています。

一方で、当該記述は、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たすために必要な、企業における検討の内容およびプロセスに関する一定の指針を示しているとも考えられることから、補足文書または解説記事において当該記述の提供する方向性で検討されています。

(審議資料) 第39回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-2

2. IFRS S1号B4項およびB5項に相当する定め of 取扱い

SSBJの審議（事務局による提案）		公開草案 からの変更	公開草案の 条文
(1)	IFRS S1号B4項およびB5項に相当する定めを適用基準の結論の背景に取り入れる。	有	-

(公開草案に寄せられた主なコメント)

複数の利害関係者から、IFRS S1号B4項およびB5項（「資源および関係」や「依存関係およびインパクト」という概念の補足説明と考えられる定め。下記参照）が取り込まれていないように見えるとのコメント、当該定め of 記載の有無がサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別の基本的な考え方に影響する可能性があるため、合わせて適用基準に取り込むべきとのコメントが寄せられました。

5 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）

IFRS S1号 B4項

企業がその活動およびアウトプットによって依存し、また影響を与える資源および関係は、自然なもの、製造されたもの、知的なもの、人的なもの、社会的なもの又は財務的なものなど、さまざまな形をとり得る。これらは、企業の労働力、ノウハウまたは組織プロセスなど、内部的なものであることもあれば、企業がアクセスする必要がある材料及びサービス、またはサプライヤー、流通業者及び顧客との関係など、外部的なものであることもある。さらに、資源および関係には、企業の財務諸表において資産として認識される資源および関係が含まれるが、これらに限定されない。

IFRS S1号 B5項

企業の依存関係およびインパクトは、当該企業が直接関与する資源や、当該企業の直接的な関係に限定されない。それらの依存関係およびインパクトは、バリューチェーンを通じての当該企業の資源および関係にも関連する。例えば、企業の供給チャンネル及び流通チャンネル、企業の製品の商品及び廃棄の影響並びに企業の資金源および投資（関連会社および共同企業への投資を含む。）に関連する可能性がある。企業のバリューチェーンを通じてのビジネス・パートナーがサステナビリティ関連のリスクおよび機会に直面した場合、企業自身も関連する結果にさらされる可能性がある。

（審議の方向性）

ISSB基準と異なる定めとする意図があるとの誤解を回避し、また、より有用な情報が開示される可能性があると考えられることから、適用基準案を修正し、IFRS S1号B4項およびB5項に相当する定めを結論の背景に追加する方向性で検討されています。

（審議資料）[第39回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-3](#)

（参考）これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針
第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	産業横断的指標等（気候関連のリスクおよび機会）
	産業横断的指標等（資本投下）
	産業横断的指標等（報酬）
	用語の修正（「金額」）

■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusの記事例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ(Link)

■ **会計・開示コンテンツ (Link)**

■ **日本基準 (Link)**

■ **IFRS会計基準 (Link)**

■ **米国基準 (Link)**